

渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金交付要綱（集会施設）

（趣旨）

第1条 市は、地域のコミュニティづくりを推進するため、自治会活動の拠点となる集会施設（以下「集会施設」という。）の整備を行う自治組織等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 集会施設 自治組織等が各種の催物等の活動の場として利用するための拠点となる建物をいう。
- （2） 自治組織等 自治会及び自治会内に組織された、自治会より少数規模の組織である町内会、組、班などの自治会の下部組織をいう。
- （3） 新築 建築物のない土地に、新たに建築物を建築することをいう。
- （4） 増築 既存建築物に建て増しをすることをいう。
- （5） 改築 建築物の全部または一部を柱や壁などから建て替えることをいう。
- （6） バリアフリー化 トイレの洋式化や建物内の段差解消等の集会施設内の不便な障壁を取り除くことをいう。
- （7） 改修 建築物の長寿命化等を目的に行う改築に当たらない修繕をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、市内の自治組織等とする。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、集会施設の新築、増築、改築、バリアフリー化、改修及び既存建物の買収とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、集会施設の新築、増築、改築、バリアフリー化、改修及び既存建物の買収に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 集会施設の新築は補助対象経費の4分の1の額とし、500万円を限度とする。

(2) 集会施設の増築及び既存建物の買収は補助対象経費の2分の1の額とし、400万円を限度とする。

(3) 集会施設の改築及びバリアフリー化に伴う工事は補助対象経費の2分の1の額とし、200万円を限度とする。

(4) 集会施設の改修は補助対象経費の2分の1の額とし、50万円を限度とする。

2 前項の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。